

十一
十二
初利
期子
利率

年一・四パーセント
平成十八年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十三
第二期
以後
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十四
償還
期限

平成二十七年九月二十日
額面金額百円につき百円

十五
償還
金額

日本銀行

十六
元利
支所
払込
期日

平成十七年九月二十日

十七